

学校体育施設利用団体登録更新に関するQ & A

1 『学校体育施設利用希望枠一覧（複数利用優先順位確認票）』の記載について

Q1. 週に1枠（例. A小学校の体育館を毎週月曜日の夜間）利用の場合、提出する必要があるですか？

A1. 週に2枠以上の利用団体は、提出の必要があります。

週に1枠のみの利用団体は、提出不要です。

Q2. 2校でそれぞれ1枠（例. A小学校の体育館を毎週火曜日の夜間、B中学校の体育館を毎週水曜日の夜間）利用の場合、提出する必要がありますか？

A2. 提出の必要があります。

優先枠1及び優先枠2にご記入ください。

Q3. 3枠以降も令和5年度中に使用できますか？

A3. 該当する使用時間枠を新規の団体が希望した場合、10月の定期利用からお譲りいただく場合があります。

なお、お譲りいただく場合、8月末までに調整のためのご連絡をいたします。

2 その他

Q4. 土曜日または日曜日に小学校を利用するとき、午前と午後または午後と夜間のよう
に連続で使用できますか？

A4. 利用時間は、午前が 9 : 00 から 12 : 00 まで、午後が 13 : 30 から 16 : 30 まで、
夜間が 18 : 00 から 21 : 00 までとなります。

施設点検・確認等を行うため、90 分間の休止時間にご協力ください。

ただし、学校への利用申請の際、学校側に連続使用が認められた場合は、この
限りではありません。

Q5. 団体の構成員が、令和 4 年度中に立川市外へ転出しましたが、引き続き活動に
加わっています。令和 5 年度の登録更新でも構成員として登録できますか？

A5. 立川市在勤または在学の方であれば、引き続き構成員として登録できます。

その際、構成員名簿の左「勤務（通学）先」欄に事業者名または学校名をご記
入ください。

Q6. 青少年団体の構成員として、高校生になったメンバーも登録できますか？

A6. 小・中学生が対象となるため、登録できません。